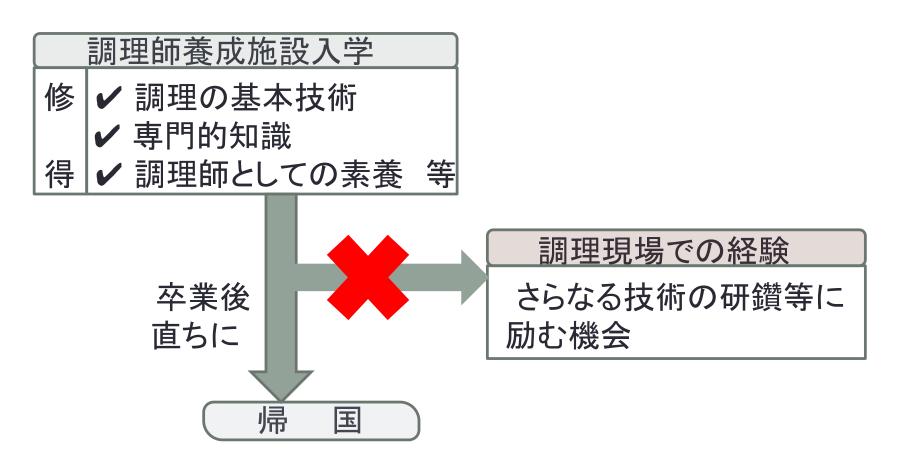
調理師養成施設を卒業する留学生の 調理業務への従事に係る要望について

平成25年10月31日 公益社団法人 全国調理師養成施設協会

1 現 状

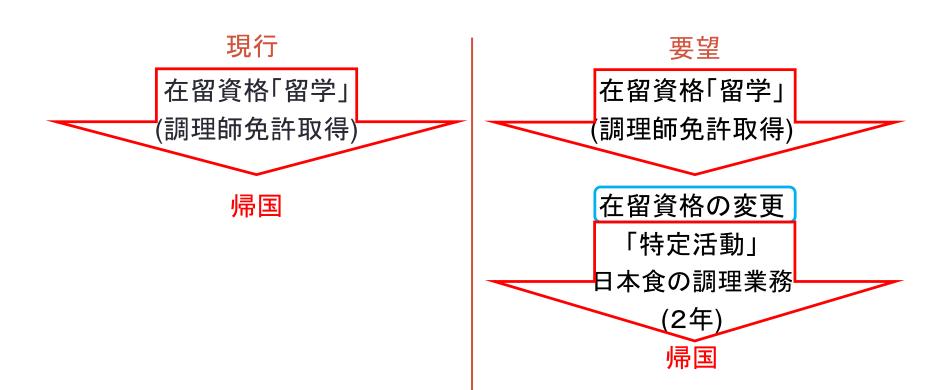
現制度(規定)における在留資格「留学」



2 要望内容

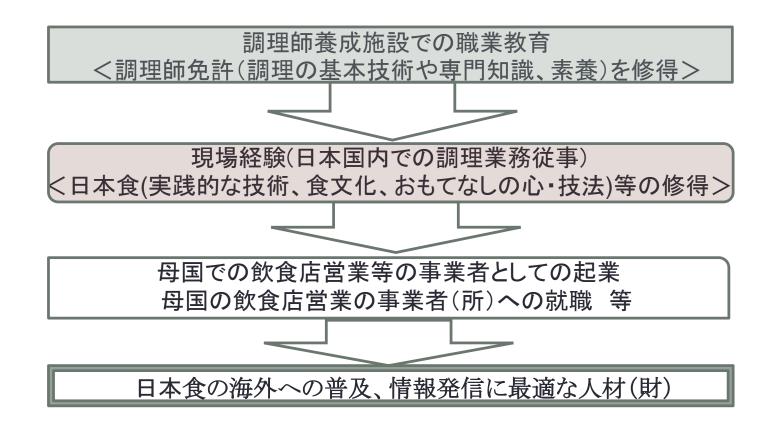
- (1) 現制度(規定)による在留資格「特定活動」の 該当例に『調理師』を加え、 「留学」から「特定活動」への変更を可能とする。
- (2)「特定活動」として一定期間、日本食の調理業務への従事(就労)を可能にする。

働きながら日本食を学ぶために



3 理 由

(1) 日本の食材、日本食(日本の食文化を含む)の海外 への普及、情報発信に最適な人材(財)の育成



4 効果

日本食・食文化の海外普及促進



- 日本産の農林水産物 食品の輸出拡大
- ・食産業のグローバル展開
- ・訪日外国人の増加・・・等

5 実現するための課題

- (1) 就労期間満了後の母国への帰国及び母国での普及 活動の担保
- (2) 国内在留時の身元保証
 - ① 在留資格取得に関する事項(日本法令の遵守/ 滞在費/帰国費用)の保証
 - ② 雇用主への身元保証

- (1) 協会の考え方
 - ① 単に規制が緩和されれば良いとは考えない
 - ② 入国管理上の環境(条件)整備が必要
 - ③ 一定の条件を満たすことが必要
 - イ 事業者(事業所)との連携
 - ロ 就労に係る就労実施要領、計画の策定
 - ハ 就労に係る就労実施要領、計画の適正な運用等

- (2) 協会の対応
 - 1)「就労実施要領」の策定
 - ① 特定調理活動修得就労計画及び施設
 - ② 在留中の住居確保のための具体的方法
 - ③ 特定調理活動指導員、生活指導員の要件等
 - ④ 報酬及び労働等
 - ⑤ 面接、相談への対応
 - ⑥ 帰国旅費の確保、帰国担保措置
 - ⑦ 特定調理活動が不可能となった場合の措置
 - ⑧ 就労期間
 - 9 受入人数

等

2) 日本食レストラン普及推進機構との連携

- (3) 調理師養成施設の対応
 - 1) 連携(提携)事業者(事業所)の整備
 - 2) 留学生の母国出身校との連携
 - 3) 在留中の住居の確保等生活面での指導
 - 4) 帰国旅費の確保等帰国担保

- (4) 卒業留学生を受け入れる事業所の対応
 - 1) 連携事業者としての登録
 - 2) 卒業留学生との雇用契約締結